ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

- 1. テレワークの形態で労働者を採用する場合に契約書に盛り込む内容(第330-B条)
- (I) 雇用主および労働者の氏名、国籍、年齢、性別、住所
- (II) 労働の性質と特徴
- (III) 給与の額と支給日・場所・方法
- (IV) テレワーク実施のために必要な機器や素材(安全衛生器具を含む)
- (V) テレワークに必要となる労働者の経費(通信費・電気代など)の詳細と支給額
- (VI) 雇用主と労働者の間の連絡・監督手段、就労時間・時間帯
- (VII) その他、雇用主と労働者の必要に応じて定める事項
- 2. テレワークの労働関係における雇用主の義務(第330-E条)
 - (I) テレワークに必要な機器 (コンピュータ、人間工学に基づく椅子、プリンターなど) の支給・設置・メンテナンス
 - (II) 労働者に適時に仕事の提供を受け、定められた期日と方法で給与を支払う
 - (III) テレワークに必要な経費(通信費、仕事のために要した電気代など)を負担する
 - (IV) 労働社会保障省(STPS)が定めた安全衛生規格に従い、テレワークのために労働者に支給した機器や資材を記録し、管理する
 - (V) テレワーク労働者が使用する情報やデータの安全性を確保するメカニズムの構築
 - (VI) 就業時間が終了した際の労働者のテレワーク・ネットワークからの接続解除の権利 尊重
 - (VII) テレワーク労働者の社会保険への登録
 - (VIII) 事業所における労働からテレワークへ移行する労働者を中心に、テレワークへの適合で IT 技術の適切な使用に関する研修やアドバイスを行う
- 3. テレワークの労働関係における労働者の義務(第 330-F 条)
 - (I) 雇用主から支給された機器・資材・用具を最大限の注意をもって保管・保存する
 - (II) テレワークのために利用した通信費や電気代を適時に報告する
 - (III) 雇用主が定めたテレワークにおける安全・衛生基準に従い、行動する
 - (IV) 活動監督のためのメカニズムやオペレーション・システムを利用する
 - (V) 仕事で利用するデータの保護やその利用・保存制限についての会社方針やメカニズムに対応する